

動物との共生 ～心豊かな地域社会のために～

町田市は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指しています。それには、飼い主の方の自覚ももちろんですが、近隣の方も含めた、より多くの方々が動物との共生についての知識を持っている必要があります。今回は、動物との共生について、より多くの方々の考えるきっかけとしていただくために『ペットタウンまちだ』特集号を発行しました。

いぬ・ねこ マナーアップ大作戦 迷惑にならない飼い方を！

テレビや映画の中の犬や猫たちを見れば心が和むものです。愛情をもって犬や猫を飼っている方もいますし、自分のすぐそばに犬や猫がいてもいなくても構わないという方も多いでしょう。

その一方で、犬や猫が嫌いという方もいます。どうして、嫌いになってしまったのでしょうか。その理由の多くは、一部の飼い主の方が「ほんのちょっと」とか「しかたがない」と思っているような、マナー違反なのです。

飼い主の方も近隣の方々も、そして犬・猫自身も快適な生活が送れるよう、市役所に寄せられた相談の中から、いくつかをピックアップして、その解決方法をご紹介します。

猫の外飼いはなし

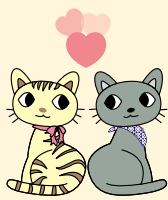
庭でのびのびと過ごしたり、よその猫とじゃれあう、そんな外飼いが猫のあるべき姿だと思いませんか？ それは大きな間違いです。外飼いの猫が、近隣のお宅の庭先をトイレにしたりして迷惑になっていることも多いのです。

猫にとっても、ほかの猫との接触は、危険な病気に感染するリスクとなりますし、車にはねられてしまうという不幸な事故もたびたび発生しています。また、避妊・去勢手術をしていない場合は、子猫が産まれてしまいます。その子猫もやがて大きくなれば、また子猫を産んでしまい、周辺への迷惑がどんどん拡大してしまいます。

猫を室内で飼うことは、近隣の方々への配慮でもあり、猫自身を守ることでもあるのです。外飼いの猫を室内飼いにした場合、最初のうちは落ち着かなかつたりしますが、やがて室内が自分の行動範囲だと認識します。また、避妊・去勢手術をすれば、性格もおとなしくなって、おす猫の尿によるマーキングもなくなりますので、室内飼いとあわせて避妊・去勢手術をすることが効果的です。

市では、犬・猫の避妊・去勢手術に対する補助を行っていますので、手術の前にご相談ください。また、下記のアドレスでも、補助制度の案内をご覧いただけます。

<http://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/pet/hojo/index.html>



犬のトイレのはなし

普段通る道路や自分の家の前に、犬のフンが落ちていたら、誰でも不愉快ですし、不衛生です。もちろん、ほとんどの飼い主の方は、袋を持って、フンの後始末をしていますが、残念ながら、一部にはフンを放置していく心無い飼い主の方が存在します。

また、散歩の途中のおしっこも、思いのほか、周囲の方が迷惑に感じてしまっているのです。最近では、ペットボトルなどに水を入れて、おしっこの後始末をする飼い主の方も増えてきています。

根本的に解決するには、散歩の前に家でトイレを済ませるよう、しつけをしたり、マーキングの習慣がつく前に去勢手術をする方法が有効です。（庭でさせた場合は、庭の清掃も忘れずに。）

家でトイレができたとしても、もしものためのために後始末する準備は必要ですが、トイレを気にしないで良い散歩というものは、飼い主の方にも周囲の方にも快適なものです。お散歩の前におうちでトイレ、挑戦してみませんか？



犬のむだ吠えのはなし

犬の吠え声も、多く相談を受けます。朝早くや夜遅く、また日中でもずっと吠え続けていることが、近隣の方々に迷惑をかけているようです。

犬は、鳴く（吠える）動物です。鳴くことは犬にとってコミュニケーションのひとつなのですが、むだ吠えは、犬にとってもつらいことなのです。

犬が吠えるには、必ず理由があります。飼い主の対応で、むだ吠えを防ぐことが可能です。

まず、日記をつけてみましょう。犬が『いつ』『どこで』『どんな状況で』吠えていたかを書いていくうちに、原因が分かってくる事があります。その原因から犬を遠ざけてあげましょう。（例：郵便配達の人があるたびに吠えていたので、犬小屋の位置をポストから遠ざける。）

また、吠えている時だけ、犬の所に行っていないですか？ 吠えているときに、そばに行って「吠えちゃだめ」と言っても、犬は言葉を理解できません。犬が「吠えたら飼い主が来てくれた」と理解してしまえば、余計に吠えるようになってしまいます。

吠えても何も良いことがない、静かにしていると良いことがある、と犬が思うようにしつけると良いでしょう。



飼い主のいない猫（のら猫）のはなし

市ではのら猫のことを『飼い主のいない猫』と呼んでいます。

飼い主のいない猫の多くは、飼い主に捨てられてしまった猫や、その子どもたちなのです。

飼い主のいない猫の対策は、避妊・去勢手術を行って、これ以上不幸な猫が増えないようにすることや、周辺の迷惑にならないようにエサの後始末やトイレの管理をすることで、近隣の方々の理解を得ながら進めることが大切です。

市では、市民の皆さんと飼い主のいない猫とが共生するための第一歩として、自治会・町内会を基礎とした、飼い主のいない猫との共生モデル団体を指定しています。詳細は、環境保全課までお問い合わせ下さい。

犬の放し飼いはなし

自分の犬は、おとなしくて人を襲ったりしないと思って、リード（引き綱）をつけずに散歩していませんか？ 普段はおとなしい犬でも、何かの拍子に急に興奮したり、駆け出して行って迷子になってしまうこともあります。また、飼い主以外の方は、その犬がどんな犬かはわかりませんので、危険や恐怖を感じてしまいます。

東京都の条例でも犬はリードで保持しなければいけないというものがあります。是非とも散歩の際はリードをお忘れなく。

狂犬病は恐ろしい病気って知っていますか？

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の社会的責務です

犬を飼い始めたときの登録、毎年の狂犬病予防注射は狂犬病予防法という法律で義務付けられています。なぜ、このような決まりがあるのでしょうか？

狂犬病は犬に限らず、ヒトはもちろん、猫やキツネ、アライグマなど、全ての哺乳類に感染する病気です。

ヒトへの主な感染ルートは、狂犬病に感染した動物にかまれることで、唾液に含まれるウイルスが体内に侵入するというものです。その90%以上が犬によるものといわれています。そして、狂犬病を発症した場合の致死率は、ほぼ100%、世界では毎年3万人以上が命を落としている恐ろしい病気です。

狂犬病は、日本国内では50年以上発生していないため「過去の病気」と思われがちですが、日本以外で狂犬病の発生がない地域は、ほんのわずかしかなかった方が、帰国後に発症、死亡するという痛ましい事例も発生しています。

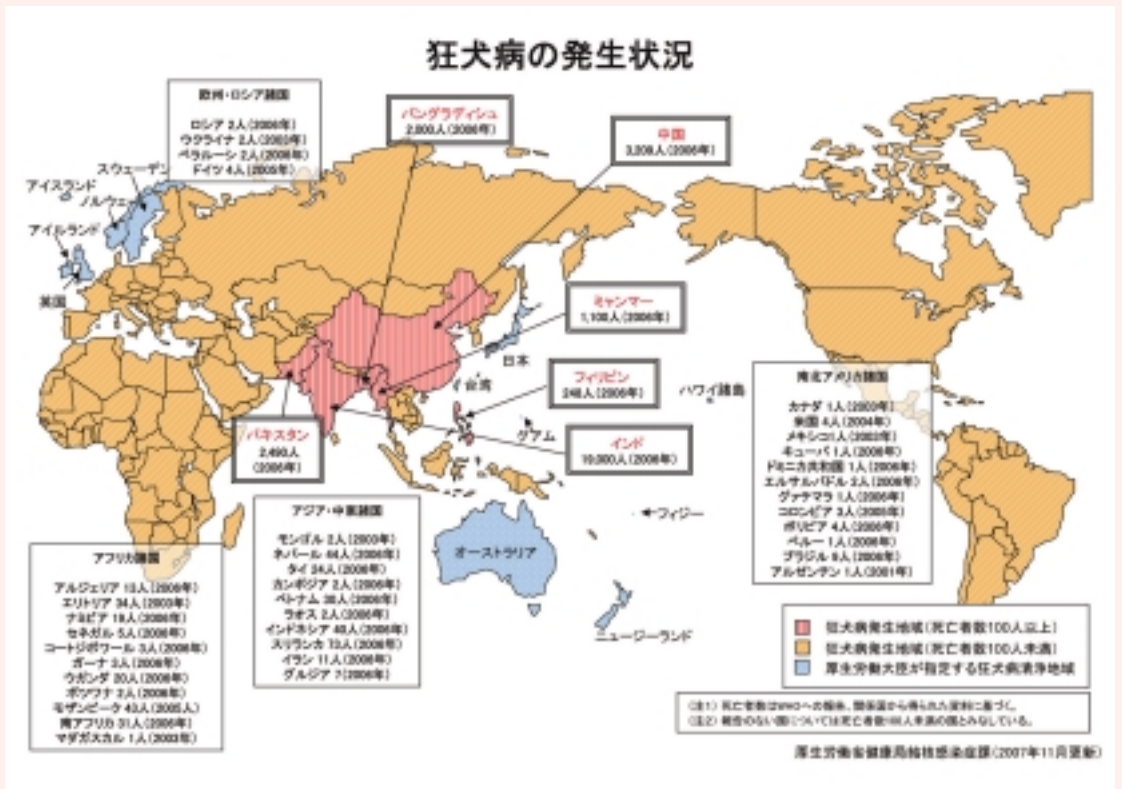
動物の輸入検疫など、狂犬病の再侵入を水際で阻止する取組みが行われていますが、狂犬病の再侵入を絶対に阻止できると断言することはできません。狂犬病には治療法がありませんので、万が一にも日本に再侵入した場合に備えての予防策が重要となります。

幸いにも狂犬病は予防注射で防げる病気です。日本国内の犬が毎年の狂犬病予防注射を受けていれば、狂犬病が再侵入してきたとしても、感染の拡大やヒトへの感染が防げます。

また、犬の登録には、犬の所有者を明確にして、責任を持って犬を飼ってもらうほか、どこに何頭の犬がいるのかを把握しておくことで、狂犬病が発生したときに、迅速に対策を立てられるという意義もあります。

そのため、狂犬病予防法で犬の登録と毎年の予防注射が義務付けられているのです。

飼い主の方は、犬の登録と毎年の予防注射という、飼い主としての社会に対する責任を果たしましょう。そして、それは愛犬に対する責任を果たすことでもあるのです。



**毎年度4月から6月が
狂犬病予防注射期間です**

『狂犬病の発生状況(平成19年11月現在)』厚生労働省ホームページから転載
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/pdf/03.pdf>

まちだ動物愛護のつどい実行委員会からのお知らせ

実行委員会ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/pet/tudoi/index.html>

10/26
(日)

動物との共生を考えるイベントが開催されます

まちだ動物愛護のつどい2008

～みんな大事な命だよ～

楽しい企画やアトラクションが皆さんをお待ちしています。
ぜひお越し下さい。

日時：2008年10月26日(日) 午前10時～午後3時(雨天中止)
 場所：境川クリーンセンター(町田市木曾東2-1-1)

JR横浜線「古淵駅」より徒歩15分
 町田駅からバスでお越しの場合は、町田バスセンターより 番乗り場の全てのバス及び 番乗り場の「境川団地経由」バスにご乗車になり「木曾都営入口」にて下車、バス停前。
 駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。



昨年の様子

11/16
(日)

わんわんクリーンキャンペーンに参加しませんか？



昨年の様子

犬の飼育で最も苦情の多い犬フンの放置をなくすため、犬の飼い主の方に対してマナーとルールを呼びかけることを目的として、犬フンやごみ拾いに取り組む年2回のキャンペーンは、今年で4年目を迎えます。今年1回目のキャンペーンは、9月28日に行われ、17団体が参加しました。

次回は11月16日に開催されます。犬の飼育者の意識向上を目指すため、ぜひ参加してみませんか。

○申し込み：10月31日(金)までに、申込用紙を郵送または持参してください。
 申込用紙は、境川クリーンセンターでお渡しするほか、ホームページからもダウンロードできます。個人でも団体でも申し込みできます。実施場所は各自で決めていただきます。
 お申し込み、お問い合わせは、環境保全課(〒194-0036 町田市木曾東2-1-1 電話042-724-2711)まで。